

平成25年 2月15日

亀岡市議会議長 木曾 利廣 様

発議者 湊 泰孝

馬場 隆

中村 正孝

藤本 弘

石野 善司

西村 克己

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び亀岡市議会会議規則第14条の規定により提出します。

## 議第1号議案

亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条例第43号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

### 亀岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会委員会条例（昭和48年亀岡市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務文教常任委員会 9人」を「総務文教常任委員会 8人」に、「環境厚生常任委員会 9人」を「環境厚生常任委員会 8人」に改める。

第5条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第7条第3項中「(常任委員の任期)」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

第15条中「(委員長及び委員の除斥)」を削る。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 3 月 1 日から施行する。